

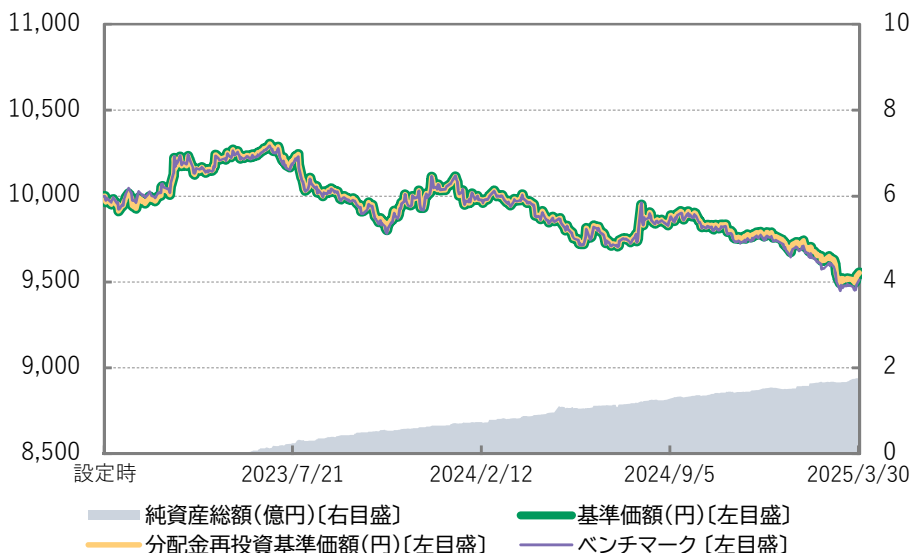
# 日本債券コア・アクティブファンド

追加型投信/国内/債券

設定日:2022年12月28日 決算日:原則9月15日 信託期間:無期限

## 基準価額・純資産総額の推移 (2022年12月28日~2025年3月31日)

|      |        |       |       |
|------|--------|-------|-------|
| 基準価額 | 9,553円 | 純資産総額 | 1.7億円 |
|------|--------|-------|-------|



## 騰落率

|     | ファンド  | ベンチマーク |
|-----|-------|--------|
| 1ヵ月 | -0.9% | -1.0%  |
| 3ヵ月 | -2.2% | -2.4%  |
| 6ヵ月 | -3.3% | -3.6%  |
| 1年  | -4.3% | -4.7%  |
| 3年  | —     | —      |
| 設定来 | -4.5% | -4.9%  |

## 課税前分配金の推移

|            |    |
|------------|----|
| 2024年9月17日 | 0円 |
| 2023年9月15日 | 0円 |
| —          | —  |
| —          | —  |
| —          | —  |
| —          | —  |
| 設定来累計      | 0円 |

## ポートフォリオの状況

| 資産  | 組入比率   |
|-----|--------|
| 債券  | 97.9%  |
| 先物  | —      |
| 現金等 | 2.1%   |
| 合計  | 100.0% |

## 組入上位10銘柄

|    | 銘柄名                  | クーポン   | 償還日*       | 組入比率  |
|----|----------------------|--------|------------|-------|
| 1  | 第177回利付国債(5年)        | 1.100% | 2029/12/20 | 11.8% |
| 2  | 第85回利付国債(30年)        | 2.300% | 2054/12/20 | 8.2%  |
| 3  | 第176回利付国債(5年)        | 1.000% | 2029/12/20 | 7.1%  |
| 4  | 第373回利付国債(10年)       | 0.600% | 2033/12/20 | 4.7%  |
| 5  | 第84回利付国債(30年)        | 2.100% | 2054/9/20  | 3.7%  |
| 6  | アメリカン・インターナショナル・グループ | 1.580% | 2028/2/22  | 2.8%  |
| 7  | 第191回利付国債(20年)       | 2.000% | 2044/12/20 | 2.8%  |
| 8  | 第65回利付国債(30年)        | 0.400% | 2049/12/20 | 1.8%  |
| 9  | 第3回株式会社大和証券グループ本社任意債 | 2.199% | 9998/12/31 | 1.6%  |
| 10 | 第38回NTTファイナンス株式会社無担保 | 1.398% | 2034/9/20  | 1.5%  |

\*繰上償還条項が付与されている銘柄の償還日は、次回の繰上償還可能日を表示しています。

## ポートフォリオの特性値

|            |       |
|------------|-------|
| 平均残存年数*    | 10.61 |
| 最終利回り      | 1.68% |
| 直接利回り      | 1.30% |
| 修正デュレーション* | 8.62  |

※個別銘柄の組入比率で加重平均した値です。

\*繰上償還条項が付与されている銘柄は、次回の繰上償還可能日を基準に算出しています。

●基準価額(1万口当たり)は、運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。●分配金再投資基準価額は、当ファンドの公表している基準価額に、収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、委託会社が公表している基準価額とは異なります。●基準価額の騰落率は、当ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いて算出しています。したがって、各期間の騰落率と実際の投資家利回りは異なります。●設定来の基準価額の騰落率は当初設定価額(10,000円)を起点として算出しています。●ベンチマークはNOMURA-BPI総合です。●ベンチマークは当ファンドの設定時を10,000として指数化しています。●基準価額および課税前分配金は1万口当たりで表示しています。●分配金は一定の分配金額をお約束するものではなく、委託会社が分配方針に基づいて判断し、分配を行わない場合があります。●分配金の一部またはすべてが元本の一部払戻しに相当する場合があります。●上記はあくまで過去の実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。●現金等には未収、未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。●上記組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。(120037)

# 日本債券コア・アクティブファンド

追加型投信/国内/債券

## ファンドの目的

安定した収益の確保および信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

1. RM日本債券コア・アクティブマザーファンドを通じて、NOMURA－BPI総合<sup>\*1</sup>に採用されている国内の債券へ主に投資を行います。

- NOMURA－BPI総合で採用されていない債券<sup>\*2</sup>(ユーロ円債<sup>\*3</sup>を含みます。)に投資することがあります。
- 収益補完のため、市場環境によっては、国債先物取引、国債先物オプション取引等を行うことがあります。

<sup>\*1</sup> 「NOMURA－BPI総合」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で一定の組入基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに計算されます。

<sup>\*2</sup> 同指数で採用されていない劣後債の銘柄を含みます。劣後債とは、債券の発行体がデフォルトに陥った場合に、普通社債等と比べて法的な弁済順位が劣る債券です。一般的に普通社債等よりも高い利回りが設定されています。

<sup>\*3</sup> 日本以外の国で円建て発行される外国債券です。円建て債券に投資するため、為替変動リスクは発生しません。

2. NOMURA－BPI総合をベンチマーク<sup>\*1</sup>とし、同指数を中長期的に上回る投資成果を目指します。

- マクロ経済動向や金融市場の分析をもとに、将来の金融・財政政策等を予想し、金利およびクレジットスプレッド<sup>\*2</sup>の方向性を予測することによって、NOMURA－BPI総合に対する超過収益の獲得を目指します。

<sup>\*1</sup> ベンチマークとは、ファンドの運用成果を検証する際に用いる指標です。

<sup>\*2</sup> クレジットスプレッドとは、債券の発行体の信用力に応じて、国債利回り等の基準金利に対して上乗せされる金利です。発行体の信用力が高ければクレジットスプレッドは小さくなり、信用力が低ければクレジットスプレッドは大きくなります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

## 分配方針

原則、毎年9月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。  
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

# 日本債券コア・アクティブファンド

追加型投信/国内/債券

## 投資リスク

### <基準価額の変動要因>

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、**運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。**

したがって、**投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。**

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

|                   |                       |                                                                                                                                                 |
|-------------------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市場<br>リスク         | 金利<br>(債券価格)<br>変動リスク | 金利(債券価格)は、金融・財政政策、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。債券価格は、一般に金利が上昇(低下)した場合は値下がり(値上がり)します。債券価格が値下がりした場合は、基準価額の下落要因となります。                           |
| 信用リスク             |                       | 実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。                                   |
| 流動性リスク            |                       | 時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。 |
| カントリーリスク          |                       | 投資対象国・地域(特に新興国)において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。     |
| 劣後債<br>固有の<br>リスク | 劣後リスク                 | 一般に劣後債の法的な弁済順位は普通社債等に劣後するため、実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合等には、普通社債等と比べて元利金の支払いを受けられない可能性が高く、基準価額の下落要因となります。                                        |
|                   | 繰上償還<br>延期リスク         | 繰上償還(コール)条項が付された有価証券等が、繰上償還を見込んで市場で取引されている場合、繰上償還が予定通り実施されない、または繰上償還が実施されないと予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。         |
|                   | 利払い<br>繰延リスク          | 利息の支払繰延条項が付された有価証券等を実質的に組み入れた場合、発行体の財務状況や収益状況により利息の支払いがなされない、または支払いが繰り延べられることがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。                                         |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

# 日本債券コア・アクティブファンド

追加型投信/国内/債券

お申込みメモ(お申込みの際は、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。)

|             |                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購 入 単 位     | 販売会社が定める単位とします。<br>詳しくは販売会社にご確認ください。                                                                                                                                                                              |
| 購 入 価 額     | 購入申込受付日の基準価額(1万口当たり)                                                                                                                                                                                              |
| 購 入 代 金     | 販売会社が定める期日までにお支払いください。                                                                                                                                                                                            |
| 換 金 単 位     | 販売会社が定める単位とします。<br>詳しくは販売会社にご確認ください。                                                                                                                                                                              |
| 換 金 価 額     | 換金申込受付日の基準価額(1万口当たり)                                                                                                                                                                                              |
| 換 金 代 金     | 原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                                 |
| 申 込 締 切 時 間 | 原則として、購入・換金のお申込みについては、各営業日の午後3時までに受け付けた分(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を当日のお申込み分として取扱います。                                                                                                                                   |
| 換 金 制 限     | ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。                                                                                                                                                                           |
| 信 託 期 間     | 無期限(2022年12月28日設定)                                                                                                                                                                                                |
| 繰 上 償 還     | 次のいずれかの場合には、委託会社は事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意の上、繰上償還することができます。<br>・信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき。<br>・繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき。<br>・やむを得ない事情が発生したとき。                                                                     |
| 決 算 日       | 年1回決算 9月15日(休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                                                                                          |
| 収 益 分 配     | 原則として年1回の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。<br>ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。                                                                                                                                             |
| 課 税 関 係     | 当ファンドは課税上、株式投資信託として取扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。<br>当ファンドは、NISAの対象ではありません。<br>配当控除・益金不算入の適用はありません。税法が改正された場合などには、変更となることがあります。<br>確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。 |

# 日本債券コア・アクティブファンド

追加型投信/国内/債券

## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

|         |                                                                              |
|---------|------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料  | 購入価額に <b>1.1%(税抜1.0%)</b> を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にご確認ください。 |
| 信託財産留保額 | ありません。                                                                       |

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| 運用管理費用<br>(信託報酬)       | <p>ファンドの純資産総額に対して、以下の表に掲げる率を乗じて得た額とします。<br/>         運用管理費用(信託報酬)は、信託期間を通じて毎日費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産から支払われます。<br/>         信託報酬率(およびその配分)については、毎計算期間開始日の前月の最終営業日における日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じて、以下の表に掲げる率を毎計算期間開始日より適用するものとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>新発10年固定利付国債<br/>利回り(終値)</th><th>運用管理費用<br/>(信託報酬)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1%未満</td><td>年率<b>0.275%(税抜0.250%)</b></td></tr> <tr> <td>1%以上2%未満</td><td>年率<b>0.385%(税抜0.350%)</b></td></tr> <tr> <td>2%以上</td><td>年率<b>0.550%(税抜0.500%)</b></td></tr> </tbody> </table> | 新発10年固定利付国債<br>利回り(終値) | 運用管理費用<br>(信託報酬) | 1%未満 | 年率 <b>0.275%(税抜0.250%)</b> | 1%以上2%未満 | 年率 <b>0.385%(税抜0.350%)</b> | 2%以上 | 年率 <b>0.550%(税抜0.500%)</b> |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|------------------|------|----------------------------|----------|----------------------------|------|----------------------------|
| 新発10年固定利付国債<br>利回り(終値) | 運用管理費用<br>(信託報酬)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                        |                  |      |                            |          |                            |      |                            |
| 1%未満                   | 年率 <b>0.275%(税抜0.250%)</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                        |                  |      |                            |          |                            |      |                            |
| 1%以上2%未満               | 年率 <b>0.385%(税抜0.350%)</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                        |                  |      |                            |          |                            |      |                            |
| 2%以上                   | 年率 <b>0.550%(税抜0.500%)</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                        |                  |      |                            |          |                            |      |                            |
| その他の費用・<br>手数料         | <p>監査費用、有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産の海外保管等に要する費用、信託財産に関する租税および信託事務の処理に必要な費用等(これらの消費税等相当額を含みます。)は、その都度(監査費用は日々)ファンドが負担します。これらその他の費用・手数料は、信託財産の運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                        |                  |      |                            |          |                            |      |                            |

※上記の手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

## 委託会社、その他の関係法人

- 委託会社**      **りそなアセットマネジメント株式会社**  
 金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第2858号  
 加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会  
 ファンドの運用の指図を行います。  
 お問い合わせ:0120-223351(営業日の午前9時~午後5時)  
 ホームページ:<https://www.resona-am.co.jp/>
- 受託会社**      **株式会社SMBC信託銀行**  
 ファンドの財産の保管および管理を行います。
- 販売会社**      募集・販売の取扱い、投資信託説明書(交付目論見書)などの書面の交付、換金申込の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金・換金代金・償還金の支払いなどを行います。

# 日本債券コア・アクティブファンド

追加型投信/国内/債券

## 留意事項

### <当資料について>

当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするためにりそなアセットマネジメント株式会社が作成したものです。投資信託のご購入にあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面を販売会社よりお渡ししますので必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。

なお、以下の点にもご注意ください。

- 当資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、市況の変動等により、方針通りの運用ができない場合があります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。
- 当資料に指数・統計資料等が記載される場合、それらの知的財産権、その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。

### <ファンドについて>

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

### 【マザーファンドが対象とする指数の著作権等について】

「NOMURA-BPI総合」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で一定の組入基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに計算されます。NOMURA-BPI総合の知的財産権とその他の一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しています。野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI総合指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

販売会社（お申込み・投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。）

| 商号(50音順) | 登録番号等                       | 日本証券<br>業協会 | 一般社団法人<br>日本投資<br>顧問業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種<br>金融商品<br>取引業協会 |
|----------|-----------------------------|-------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------------|
| 松井証券株式会社 | 金融商品取引業者<br>関東財務局長(金商)第164号 | ○           |                         | ○                       |                                |